

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令

(公証人法施行規則の一部改正)

第一条 公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第二条 公証人は、公証人役場である旨を役場の入口に表示しなければならない。	第二条 公証人は、その役場に、公証人某役場と記載した表札を掲げなければならない。
第三条 公証人法（明治四十一年法律第五十三号。以下「法」という。）	第三条 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第二十条第一項の

第二十条第一項の公告は、当該公証人の所属する法務局又は地方法務局の長が官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第四条 法務大臣は、指定公証人を指定する場合には、次に掲げる事項を考慮するものとする。

- 一 法第三十六条第一号、第四十二条第一項、第四十三条第一項第二号及び第三号、第四十四条第一項第二号及び第三号、第四十八条、第五十一条、第五十九条第一項及び第三項並びに第六十条第一項から第四項まで（民法施行法（明治三十一年法律第十一号。以下「施行法」という。）第七条第一項において準用する場合を含む。）並びに施行法第五条第二項に規定する電磁的記録に関する事務（以下第十一条第二項を除き「電磁的記録に関する事務」という。）を取り扱うに当たつて必要とする電子計算機及びその周辺機器（以下「電子計算機等」という。）を保管していること。
- 二 電子計算機等の運用が確実かつ円滑に行われるための方策を施していること。

第五条 「略」

2 法又はこの規則の規定により契印をする場合には、附録第一号の様式による文様を打ち抜く方法によることができる。

公告は、当該公証人の所属する法務局又は地方法務局の長が官報でする。

「条を加える。」

第四条 「同上」

2 公証人法第三十九条第五項（第四十条第二項、第六十条及び第六十二条ノ三第四項において準用する場合を含む。）、第四十条第一項、第四十一条第二項（第六十条ノ二第二項及び第六十二条ノ四第二項において準用する場合を含む。）又は第五十六条第一項（第六

第六条 法第四十条第四項第一号、第四十五条第一項第一号（法第五

十二条第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合を含む。）
、第五十九条第一項第一号及び第六十一条第一項第一号に定める措置は、電磁的記録に記録することができる情報に、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X五七三一―八の附属書Dに適合する方法であつて同附属書に定めるnの長さの値が二千四十八ビット以上であるものを講ずる措置（以下「電子署名」という。）とする。

第七条 書記の認可を申請するには、その申請書に履歴書及び住民票の写しを添付しなければならない。

第八条 「略」

第九条 公証人は、書記が退職したときは、遅滞なくその旨をその所属する法務局又は地方法務局の長に届け出なければならない。

第十条 公証人の作るべき公正証書（書面をもつて作成されたものに限る。）その他の書面（次項の書面を除く。）は、日本産業規格A列四番の丈夫な用紙とする。ただし、A列四番の用紙に代えて、B

十条ノ四及び第六十二条ノ五において準用する場合を含む。）の規定により契印をする場合には、附録第一号の様式による文様を打ち抜く方法によることができる。

「条を加える。」

第五条 書記の認可を申請するには、その申請書に本人自筆の履歴書及び戸籍抄本又は住民票の写しを添附しなければならない。

第六条 「同上」

第七条 公証人は、書記を解雇し、又は書記が死亡したときは、遅滞なくその旨をその所属する法務局又は地方法務局の長に届け出なければならない。

第八条 公証人の作るべき証書その他の書面（第二項の書面を除く。）の用紙は、公証人役場と印刷した日本産業規格A列四番の丈夫な紙とする。ただし、A列四番の用紙に代えて、B列四番の用紙と

列四番の用紙とすることを妨げない。

2 法第五十一条第二項の規定により登記の嘱託を書面で行う場合には、日本産業規格A列四番の丈夫な紙を用いなければならない。

第十一条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、急を要する場合には、公証人は、休日又は執務時間外でも嘱託に応じなければならない。ただし、法第五十九条第一項及び第三項並びに第六十条第一項から第四項まで（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）並びに施行法第五条第二項に規定する電磁的記録に関する事務（以下「電磁的記録の認証等に関する事務」という。）については、この限りでない。

第十二条 公証人は、手数料、送達に要する料金、登記手数料、日当及び旅費の標準額並びに執務時間及び急を要する場合には休日又は執務時間外でも嘱託に応ずる旨（電磁的記録の認証等に関する事務を除く。）を役場の見やすい場所に掲示するとともに、役場のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

第十三条 法務大臣は、公証人を指定公証人に指定した場合には、当該公証人に対して、法第四十五条第一項第二号（法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合を含む。）及び第六十一条第一項第二号の情報（以下「指定公証人電子証明書」という。）を提供しなければならない。

することを妨げない。

2 公証人法第五十七条ノ三第二項の登記の嘱託書の用紙は、日本産業規格A列四番の丈夫な紙を用いなければならない。

第九条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、急を要する場合には、公証人は、休日又は執務時間外でも嘱託に応じなければならない。

第十条 公証人は、手数料、送達に要する料金、登記手数料、日当及び旅費の標準額並びに執務時間及び急を要する場合には休日又は執務時間外でも嘱託に応ずる旨（指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）に基づく事務を除く。）を役場の見やすい場所に掲示するとともに、役場のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

「条を加える。」

2 指定公証人は、前項の指定公証人電子証明書の提供を受けようとする場合には、書面により法務大臣に対してその旨の申出をしなければならない。

3 指定公証人電子証明書には、次に掲げる情報を表さなければならない。

一 指定公証人電子証明書の番号

二 指定公証人を特定するに足りる符号

三 証明すべき期間

第十四条 法務大臣は、指定公証人に指定公証人電子証明書を提供した場合には、指定公証人電子証明書に記録された情報を、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製された電子証明書管理ファイルに記録しなければならない。

第十五条 指定公証人は、自己の指定公証人電子証明書の使用を継続することが相当でないと認める場合には、直ちにその使用をやめ、速やかに、書面により法務大臣に対してその廃止の申出をしなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、指定公証人が記名押印しなければならない。

一 申出の理由

二 指定公証人電子証明書の番号

三 年月日

「条を加える。」

「条を加える。」

3 法務大臣は、第一項の申出を受けた場合には、その旨を第十四条の電子証明書管理ファイルに記録しなければならない。

4 第十三条第一項の規定は、法務大臣が第一項の申出を受けた場合について準用する。

第十六条 指定公証人は、疾病その他の事由により自己の指定公証人電子証明書を使用することができない場合には、速やかに、書面により法務大臣に対してその使用の廃止の申出をしなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の申出について準用する。

第十七条 指定公証人は、前条第一項の事由がやんだ場合には、書面により法務大臣に対して新たな指定公証人電子証明書の提供の申出をしなければならない。

2 第十五条第二項（第二号に係る部分を除く。）の規定は前項の書面について、第十三条第一項の規定は法務大臣が前項の申出を受けた場合について準用する。

第十八条 法務大臣は、指定公証人電子証明書の使用を継続することが相当でないと認める場合には、当該指定公証人に対してその使用を廃止すべき旨を通知することができる。

2 指定公証人は、前項の通知があつた場合には、指定公証人電子証明書を使用してはならない。

3 第十三条第一項及び第十五条第三項の規定は、法務大臣が第一項

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

に規定する通知をした場合について準用する。

第十九条 「略」

第二十条 公証人は、嘱託を拒んだ場合において、嘱託人の請求があるときは、その理由書を交付しなければならない。

2 指定公証人は、電磁的記録に関する事務について嘱託を拒んだ場合には、前項の理由書に代えて、嘱託人に対し、その理由を内容とする情報を、電気通信回線により送信することができる。

第二十一条 公証人は、法律行為につき公正証書を作成し、又は認証を与える場合において、その法律行為が有効であるかどうか、当事者が相当の考慮をしたかどうか又はその法律行為をする能力があるかどうかについて疑いがあるときは、関係人に注意をし、かつ、その者に必要な説明をさせなければならない。

2 公証人が法律行為でない事実について公正証書を作成する場合において、その事実により影響を受けるべき私権の関係について疑いがあるときも、前項と同様とする。

第二十二条 法第二十八条の規定による嘱託をする場合において、署名用電子証明書等の電磁的記録を提供して嘱託人が本人であることを明らかにするときは、嘱託人が、当該嘱託に係る情報について電子署名を行い、かつ、これに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書その他自己が電子署名を

第十一条 「同上」

第十二条 公証人は、嘱託を拒んだ場合に嘱託人の請求があるときは、その理由書を交付しなければならない。

「項を加える。」

第十三条 公証人は、法律行為につき証書を作成し、又は認証を与える場合に、その法律行為が有効であるかどうか、当事者が相当の考慮をしたかどうか又はその法律行為をする能力があるかどうかについて疑いがあるときは、関係人に注意をし、且つ、その者に必要な説明をさせなければならない。

2 公証人が法律行為でない事実について証書を作成する場合に、その事実により影響を受けるべき私権の関係について疑いがあるときも、前項と同様とする。

「条を加える。」

行つたことを確認するために必要な事項を証明するために作成された電磁的記録であつて法務大臣が指定するもの（以下「電子証明書」という。）を付した上で、これを電気通信回線により指定公証人に送信してするものとする。

2 法第二十八条に規定する電磁的記録であつて法務省令で定めるものは、電子証明書とする。

3 法第二十八条の法務省令で定める方法は、官公署の作成した印鑑に関する証明書又は法第二十八条に規定する署名用電子証明書等を提供する方法その他これに準ずる確実な方法とする。ただし、公証人が嘱託人の氏名を知り、かつ、嘱託人と面識がある場合において、公証人がその旨を適宜の方法により確認したときは、この限りでない。

4 前三項の規定は、法第四十二条第一項の規定による請求並びに法第四十三条第一項及び第四十四条第一項の請求について準用する。

5 第一項及び第三項の規定は、代理人によつて公正証書の作成の嘱託がされた場合について準用する。

6 代理により嘱託をするときは、代理人は、公証人に対し、その代理人の権限を証すべき証書その他の情報の提供その他の方法によつて代理人の権限を証明しなければならない。

7 前項の規定は、法第三十四条第一項並びに第四十二条第三項及び第四項の規定による提供について準用する。

第二十三条 法第三十一条（法第三十三条において準用する場合を含む。）

第三十七条第二項又は第四十条第三項の規定により映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができない方法によつて公正証書を作成するときは、公証人は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。

第二十四条 法第三十八条第六号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 公正証書の作成場所

二 嘱託人の生年月日

三 電磁的記録をもつて公正証書を作成するときは、指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称

四 公正証書の作成に当たり通訳人に通訳をさせ、又は証人を立ち会わせたときは、これらの者の住所及び生年月日

五 代理人によつて嘱託されたときは、当該代理人の住所及び生年月日

六 第二十二条第三項ただし書に該当するときはその旨

七 第三者の許可又は同意があつたときは、その旨及びその事由並びに当該第三者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所

「条を加える。」

「条を加える。」

の所在地及び名称又は商号)

八 官公署の作成した印鑑に関する証明書若しくは法第二十八条に規定する署名用電子証明書等を提供する方法その他これに準ずる確実な方法により本人であることを証明させ、又は官公署の作成した印鑑若しくは署名に関する証明書若しくは同条に規定する署名用電子証明書等を提供させて法第三十二条第二項又は第三十四条第一項の書面若しくは電磁的記録が真正であることを証明させたときは、その旨及びその事由

九 法第三十二条第三項ただし書に規定する場合には、その旨及びその事由

十 法第三十七条第二項又は第四十条第三項の規定により映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするこ
とができる方法によつて遺言公正証書を作成する場合において、
証人が嘱託人と同席しているときは、その旨

第二十五条 公正証書（書面をもつて作成するものに限る。次項及び第四項において同じ。）に文字を挿入するときは、その字数及びその箇所を欄外又は末尾の余白に記載し、公証人及び嘱託人又はその代理人がこれに押印しなければならない。

2 公正証書の文字を削除するときは、その字数及びその箇所を欄外又は末尾の余白に記載し、公証人及び嘱託人又はその代理人がこれに押印しなければならない。

「条を加える。」

3 前二項の規定に違反してした訂正は、その効力を有しない。

4 公正証書が数枚にわたるときは、公証人は、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。

5 第一項から前項までの規定は、法第四十三条第一項第一号及び第二号並びに第四十四条第一項第一号及び第二号の書面の作成について準用する。ただし、法第四十三条第一項第二号及び第四十四条第一項第二号の書面の作成については、やむを得ない事情がある場合に限り。

第二十六条 公証人は、公正証書（電磁的記録をもつて作成するものに限る。）に他の電磁的記録を引用し、かつ、これを添付するとき、分離することができない状態にする方法で行わなければならない。

2 公証人は、公正証書（書面をもつて作成するものに限る。以下この項において同じ。）に他の書面を引用し、かつ、これを添付するときは、公正証書と添付書面とのつづり目に職印で契印をしなければならない。

3 前条の規定は、前項の場合について準用する。

第二十七条 法第四十条第五項の法務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 器具を使用して列席者の氏名の筆記（当該氏名が電磁的方法により指定公証人の使用に係る電子計算機等の映像面に明瞭に表示

「条を加える。」

「条を加える。」

されるようにして行うものに限る。」をすること。

二 列席者が署名及び前号の措置をすることができない場合にあっては、公証人をしてその旨を公正証書に記載させ、又は記録させること。

第二十八条 公証人は、代理人の嘱託により公正証書を作成した場合には、公正証書を作成した日から三日以内に次の各号に掲げる事項を本人に通知しなければならない。ただし、代理人が本人の雇人又は同居者である場合には、この限りでない。

一 公正証書の件名、番号及び公正証書作成の年月日

〔二・三 略〕

四 債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述の記載又は記録の有無

2 前項の通知は、同項第四号の記載又は記録のある公正証書については附録第一号の二の様式による書面（指定公証人にあつては、書面又は電磁的記録。以下この項において同じ。）により、同項第四号の記載又は記録のない公正証書については附録第一号の三の様式による書面によりしなければならない。

3 公証人は、第一項の通知をしたときは、公正証書原簿に同項の通知をした旨及び通知の方法、年月日を記載し、又は記録しなければならない。

第二十九条 法第四十二条第一項の法務省令で定める方法は、当該電

第十三条の二 公証人は、代理人の嘱託により証書を作成した場合には、証書を作成した日から三日以内に次の各号に掲げる事項を本人に通知しなければならない。ただし、代理人が本人の雇人又は同居者である場合には、この限りでない。

一 証書の件名、番号及び証書作成の年月日

〔二・三 同上〕

四 債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述の記載の有無

2 前項の通知は、同項第四号の記載のある証書については附録第一号の二の様式による書面により、同項第四号の記載のない証書については附録第一号の三の様式による書面によりしなければならない。

3 公証人は、第一項の通知をしたときは、証書原簿の備考欄に同項の通知をした旨及び通知の方法、年月日を記載しておかなければならない。

〔条を加える。〕

磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力する方法又は当該情報の内容を出力装置の映像面に表示する方法とする。

第三十条 法第四十二条第五項（法第四十三条第二項及び第四十四条

第二項において準用する場合を含む。）の法務省令で定める場合は、当該公正証書又はその附属書類（法第二十五条に規定する附属書類をいう。以下同じ。）に記載され、又は記録されている者（自然人であるものに限る。）について次に掲げる事由がある場合とする。

一 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であつて更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。

二 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（同条第一号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）を受けた児童であつて更なる児童虐待を受けるおそれがあること。

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者であつて更なる暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの（次号において「身体に対する暴力」という。）を除く。）を受けるおそれがあること。

「条を加える。」

四 前三号に掲げるもののほか、心身に有害な影響を及ぼす言動（身体に対する暴力に準ずるものに限る。以下この号において同じ。）を受けた者であつて、更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがあること。

第三十一条 公正証書（書面をもつて作成されたものに限る。第一号

及び第三項において同じ。）の謄本又は抄本には、次に掲げる事項を記載し、公証人が署名及び押印をしなければならない。

一 公正証書の全文又はその一部

二 作成の年月日及び場所

三 謄本又は抄本であること。

2 前項の規定は、公正証書の附属書類（書面をもつて作成されたものに限る。次項において同じ。）の謄本又は抄本について準用する。

3 指定公証人は、公正証書又はその附属書類について、原本と同一の内容の電磁的記録を作成している場合には、当該電磁的記録に記録された内容を出力した書面により、公正証書又はその附属書類の謄本又は抄本を作成することができる。

第三十二条 法第四十三条第一項第二号の書面は、指定公証人が、請求に係る情報を出力し、これに署名及び押印をして作成するものとする。この場合において、当該書面が数枚にわたるときは、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「条を加える。」

「条を加える。」

一 年月日

二 指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

三 公正証書又はその附属書類に記録されている事項の全部又は一部を出力した書面であること。

第三十三条 法第四十三条第一項第三号の電磁的記録（以下この条に

において「公正証書証明情報」という。）の提供は、指定公証人が、請求に係る公正証書証明情報に次に掲げる情報を付した上で、これを電気通信回線により当該請求をした者に送信し、又は当該請求をした者が指定公証人の役場において提出した電磁的記録媒体であつて法務大臣が定めるものに記録してその者に交付する方法により行うものとする。

一 年月日

二 指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

三 公正証書又はその附属書類に記録されている事項の全部又は一部を記録した情報であること。

第三十四条 公正証書（書面をもつて作成されたものに限る。以下この条において同じ。）の正本には、次に掲げる事項を記載し、公証人が署名及び押印をしなければならない。

一 公正証書の全文

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

二 作成の年月日及び場所 三 正本であること。 四 交付を請求した者の氏名又は名称	2 前項の規定に違反するものは、公正証書の正本としての効力を有しない。	3 第三十一条第三項の規定は、公正証書の正本について準用する。 第三十五条 法第四十四条第一項第二号の法務省令で定める方法は、当該書面の内容が公正証書に記録されている事項と同一であることを証明する旨を当該書面に記載し、指定公証人が署名及び押印をする方法とする。	2 法第四十四条第一項第二号の書面は、指定公証人が、公正証書に記録されている事項を出力し、これに署名及び押印をして作成するものとする。この場合において、当該書面が数枚にわたるときは、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。	3 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 年月日 二 指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地 三 交付を請求した者の氏名又は名称	第三十六条 法第四十四条第一項第三号の法務省令で定める方法は、当該電磁的記録の内容が公正証書に記録されている事項と同一であ
--	--	--	--	--	--

「条を加える。」

「条を加える。」

ることを証明する旨を記録し、指定公証人が当該電磁的記録に記録された情報に電子署名を行う方法とする。

2 法第四十四条第一項第三号の電磁的記録（以下この項において「公正証書正本情報」という。）の提供は、指定公証人が、公正証書正本情報に次に掲げる情報を付した上で、これを電気通信回線により当該請求をした者に送信し、又は当該請求をした者が指定公証人の役場において提出した電磁的記録媒体であつて法務大臣が定めるものに記録してその者に交付する方法により行うものとする。

一 年月日

二 指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

三 交付を請求した者の氏名又は名称

第三十七条 次の各号に掲げる認証の嘱託をする場合において、署名用電子証明書等の電磁的記録を提供して嘱託人が本人であることを明らかにするときは、嘱託人が、当該嘱託に係る情報について電子署名を行い、かつ、これに電子証明書を付した上で、これをそれぞれ当該各号に定める方法により指定公証人に提供してするものとする。

一 法第五十二条第一項若しくは第三項の認証の嘱託、法第五十三条第一項の規定による認証の嘱託又は第五十八条第一項の定款の認証の嘱託 電気通信回線を使用する方法

「条を加える。」

二 法第五十九条第一項の規定による電磁的記録の認証の嘱託指定公証人の使用に係る電子計算機等と嘱託人の使用に係る電子計算機等とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用する方法

2 法第五十二条第五項、第五十八条第四項、第五十九条第二項及び第六十条第五項において準用する法第二十八条に規定する電磁的記録であつて法務省令で定めるものは、電子証明書とする。

3 法第五十二条第五項、第五十八条第四項、第五十九条第二項及び第六十条第五項において準用する法第二十八条の法務省令で定める方法は、官公署の作成した印鑑に関する証明書又は同条に規定する署名用電子証明書等を提供する方法その他これに準ずる確実な方法とする。ただし、公証人が嘱託人の氏名を知り、かつ、嘱託人と面識がある場合において、公証人がその旨を適宜の方法により確認したときは、この限りでない。

4 前三項の規定は、法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する法第四十二条第一項の規定による請求並びに法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する法第四十三条第一項の請求について準用する。

5 第一項及び第三項の規定は、代理人によつて認証の嘱託がされた場合について準用する。

6 代理により嘱託をするときは、代理人は、公証人に対し、その代理人の権限を証すべき証書その他の情報の提供その他の方法によつて代理人の権限を証明しなければならない。

7 前項の規定は、法第五十二条第五項において準用する法第三十四条第一項並びに法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項、第六十条第五項及び第六十二条において準用する法第四十二条第三項及び第四項の規定による提供について準用する。

第三十八条 法第五十二条第五項、第五十八条第四項又は第五十九条第二項において準用する法第三十一条、第五十二条第二項（法第五十八条第四項及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十三条第四項（法第五十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて認証を与えるときは、公証人は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によつて手続を実施するため適切なものであること。

第三十九条 法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する法第四十二条第一項の法務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力する方法又は当該情報の内容を出力装置の映像面に表示する

「条を加える。」

「条を加える。」

方法とする。

第四十条 法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項、第六十条第五項及び第六十二条において準用する法第四十二条第五項の法務省令で定める場合は、その書面又は電磁的記録に記載され、又は記録されている者（自然人であるものに限る。）について次に掲げる事由がある場合とする。

一 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であつて更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。

二 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（同条第一号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）を受けた児童であつて更なる児童虐待を受けるおそれがあること。

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者であつて更なる暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの（次号において「身体に対する暴力」という。）を除く。）を受けるおそれがあること。

四 前三号に掲げるもののほか、心身に有害な影響を及ぼす言動（身

「条を加える。」

体に対する暴力に準ずるものに限る。以下この号において同じ。）を受けた者であつて、更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがあること。

第四十一条 法第五十二条第一項及び第三項の規定による認証に係る

附属書類、法第五十三条第五項の規定により公証人の保存する私署証書、法第五十八条第三項の規定により公証人の保存する定款及びその附属書類並びに法第五十九条第一項の規定による認証に係る附属書類（書面をもつて作成されたものに限る。以下この条において「私署証書等の認証に係る書面の附属書類等」という。）の謄本又は抄本には、次に掲げる事項を記載し、公証人が署名及び押印をしなければならぬ。

- 一 私署証書等の認証に係る書面の附属書類等の全部又はその一部
- 二 作成の年月日及び場所
- 三 謄本又は抄本であること。

2 指定公証人は、私署証書等の認証に係る書面の附属書類等について、原本と同一の内容の電磁的記録を作成している場合には、当該電磁的記録に記録された内容を出力した書面により、私署証書等の認証に係る書面の附属書類等の謄本又は抄本を作成することができる。

第四十二条 法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する法第四十三条第一項第二号の書面は、指定公証人

「条を加える。」

「条を加える。」

が、請求に係る情報を出力し、これに署名及び押印をして作成するものとする。この場合において、当該書面が数枚にわたるときは、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 年月日

二 指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

三 法第五十二条第一項若しくは第三項の規定による認証に係る附属書類、法第五十八条第三項の規定により公証人の保存する定款の附属書類又は法第五十九条第一項の規定による認証に係る附属書類に記録されている事項の全部又は一部を出力した書面であること。

第四十三条 法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する法第四十三条第一項第三号の電磁的記録の提供は、指定公証人が、請求に係る情報に次に掲げる情報を付した上で、これを電気通信回線により当該請求をした者に送信し、又は当該請求をした者が指定公証人の役場若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の二第二項の公証人役場外定款認証事業を実施する場所（以下「指定公証人の役場等」という。）において提出した電磁的記録媒体であつて法務大臣が定めるものに記録してその者に交付する方法により行うものとする。

「条を加える。」

一 年月日 二 指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地	三 法第五十二条第一項若しくは第三項の規定による認証に係る附属書類、法第五十八条第三項の規定により公証人の保存する定款の附属書類又は法第五十九条第一項の規定による認証に係る附属書類に記録されている事項の全部又は一部を記録した情報であること。	第四十四条 法第五十三条第一項に規定する宣誓は、良心に従つて私署証書の記載が真実であることを誓うものとする。	2 「略」 3 公証人は、宣誓の前に、当事者に対し、宣誓の趣旨を説明し、かつ、私署証書の記載が虚偽であることを知つて宣誓したときは過料の制裁があることを告げなければならない。	4 前三項の規定は、法第五十九条第三項の宣誓について準用する。この場合において、第一項及び第三項中「私署証書の記載」とあるのは「電磁的記録の内容」と、同項中「公証人」とあるのは「指定公証人」と読み替えるものとする。	第四十五条 法第五十四条に規定する法務省令で定める事項は、第二十四条第六号、第八号及び第九号に掲げる事項（嘱託人の申出がある場合に限る。）とする。
		第十三条の三 公証人法第五十八条ノ二の規定による宣誓は、良心に従つて証書の記載が真実であることを誓うものとする。	2 「同上」 3 公証人は、宣誓の前に、当事者に対し、宣誓の趣旨を説明し、かつ、証書の記載が虚偽であることを知つて宣誓したときは過料の制裁があることを告げなければならない。	「項を加える。」	「条を加える。」

第四十六条 「略」

2 「略」

第四十七条 法第五十九条第一項の認証の嘱託は、嘱託人が、認証を受けようとする情報について電子署名を行い、かつ、これに電子証明書付した上で、これを電子情報処理組織を使用する方法により指定公証人に提供してするものとする。

2 前項の認証を受けようとする情報は、法務大臣の指定する形式によつて作成しなければならない。

3 法第五十九条第一項の規定により電磁的記録に認証を与えるには、第一項の認証を受けようとする情報に次に掲げる情報を付した上で、これを電気通信回線により嘱託人に送信し、又は嘱託人が指定公証人の役場等において提出した電磁的記録媒体であつて法務大臣が定めるものに記録して嘱託人に交付するものとする。

一 認証した旨の表示

二 年月日

三 指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

四 嘱託を識別するための番号

4 前項の場合において、嘱託人の申出があるときは、指定公証人は、第一項の認証を受けようとする情報に第二十四条第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る情報をも付さなければならない。

第十三条の四 「同上」

2 「同上」

「条を加える。」

第四十八条 施行法第七条第二項の規定による施行法第五条第二項の

請求は、当該請求をする者が、日付情報の付与を求める情報を電子
情報処理組織を使用する方法により指定公証人に提供してするもの
とする。

2 前条第二項の規定は、日付情報の付与を求める情報について準用
する。

3 施行法第五条第二項の規定による日付情報の付与は、日付情報の
付与を求める情報に次に掲げる情報を付した上で、これを電気通信
回線により請求をした者に送信してするものとする。

一 年月日

二 指定公証人の氏名及びその所属する法務局又は地方法務局の名
称

三 請求を識別するための番号

第四十九条 法第六十条第一項（施行法第七条第一項において準用す
る場合を含む。）の規定による保存は、認証を受けた電磁的記録に
記録された情報又は日付情報の付与を受けた情報の同一性を確認す
るに足りる情報ごとに第四十七条第三項第四号又は前条第三項第三
号の番号（以下「登簿管理番号」と総称する。）を付した上で、こ
れを電磁的記録媒体に記録してするものとする。

2 法第六十条第二項（施行法第七条第一項において準用する場合を
含む。）に規定する保存の請求は、認証の嘱託又は日付情報の付与

「条を加える。」

「条を加える。」

の請求と共にしなければならない。

3 前項の保存は、電磁的記録媒体に記録してするものとする。

第五十条 法第六十条第三項第一号（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の証明（以下「情報の同一性に関する証明」という。）の請求は、嘱託人若しくは日付情報の付与の請求をした者若しくはこれらの承継人又は利害関係を有する第三者（以下「嘱託人等」という。）が、当該請求に係る情報について電子署名を行い、かつ、これに電子証明書を付した上で、これを電子情報処理組織を使用する方法により指定公証人に提供してするものとする。

2 情報の同一性に関する証明は、前条第一項の情報と請求に係る情報とを比較することによつてする。

3 指定公証人は、情報の同一性に関する証明をする場合には、請求に係る情報に次に掲げる情報を付し、これを電気通信回線により当該請求をした者に送信しなければならない。

一 前項の規定による比較の結果の表示

二 年月日

三 指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

四 登簿管理番号

第五十一条 前条第一項の規定は、法第六十条第三項第二号（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の情報の提供（以下

「条を加える。」

「条を加える。」

「同一の情報の提供」という。）の請求について準用する。この場合においては、嘱託人等は、指定公証人に対して登簿管理番号を明示して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同一の情報の提供の請求（法第六十条第四項に規定する書面の交付による情報の提供の請求に限る。）は、第四十七条第一項の認証を受けるのと同時にする場合に限り、指定公証人の役場等において、書面で行うことができる。

3 指定公証人は、同一の情報の提供をする場合には、請求に係る情報に次に掲げる情報を付した上で、これを電気通信回線により当該請求をした者に送信し、又は当該請求をした者が指定公証人の役場等において提出した電磁的記録媒体であつて法務大臣が定めるものに記録してその者に交付しなければならない。

一 同一の情報である旨の表示

二 年月日

三 指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

四 登簿管理番号

第五十二条 法第六十条第四項（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する書面の交付による情報の提供は、指定公証人が、請求に係る情報を出力して書面を作成し、当該書面に押印してするものとする。この場合において、当該書面が数枚にわた

「条を加える。」

るときは、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。

- 2 前項の書面には、前条第三項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

第五十三条 同時に数箇の嘱託をする場合には、法第二十八条（法第五十二条第五項、第五十八条第四項、第五十九条第二項及び第六十条第五項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第三項（法第三十四条第二項、第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提供する印鑑その他に関する証明書は、一の嘱託について提供することですりる。

- 2 前項の場合において、同項の証明書が書面であるときは、一の嘱託にその証明書をつづり、その他の嘱託には、その旨を記載した書面を作成してつづらなければならない。

- 3 第一項の場合において、同項の証明書が電磁的記録であるときは、その電磁的記録を一の嘱託について提供した旨を他の嘱託について提供すべき内容としなければならない。

第五十四条 附属書類（書面をもつて作成されたものに限る。以下この条において同じ。）の原本の還付を請求する場合には、嘱託人は、その原本とともに原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

- 2 公証人が附属書類の原本を還付するときは、その謄本に原本還付

第十四条 同時に数箇の嘱託をする場合には、公証人法第二十八条第二項（第六十条及び第六十二条ノ三第四項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第二項（第三十三条第二項、第六十条及び第六十二条ノ三第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出する印鑑その他に関する証明書は、一通ですりる。

- 2 前項の場合には、一の嘱託にその証明書をつづり、その他の嘱託には、その旨を記載した書面を作つてつづらなければならない。

「項を加える。」

第十五条 公証人法第四十一条第一項に掲げる附属書類の原本の還付を請求する場合には、嘱託人は、その原本とともに原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

- 2 公証人が附属書類の原本を還付するときは、その謄本に原本還付

の旨を記載して印を押さなければならない。

3 指定公証人は、附属書類の原本が提出された場合には、その原本と同一の内容の電磁的記録を作成して、その原本を還付することができる。この場合における前項の規定の適用については、同項中「その謄本に原本還付の旨を記載して印を押さなければ」とあるのは、「その原本と同一の内容の電磁的記録を附属書類として保存しなければ」とし、第一項の規定は、適用しない。

第五十五条 法律行為についての公正証書（書面をもつて作成されたものに限る。）の再度の正本の交付を請求する者がある場合において、その正本を要する事由について疑いがあるときは、公証人は、その者にその事由を説明させなければならない。

2 前項の規定は、法律行為についての公正証書（電磁的記録をもつて作成されたものに限る。）につき再度の法第四十四条第一項第二号の書面の交付又は同項第三号の電磁的記録の提供を請求する者がある場合について準用する。

第五十六条 「略」

2 指定公証人は、電磁的記録に関する事務について、前項の領收証に代えて、嘱託人に対し、その情報を、電気通信回線により送信することができる。

第五十七条 法第二十五条の法務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又は電磁的記録とする。

の旨を記載して印をおさなければならない。

「項を加える。」

第十六条 法律行為についての証書の再度の正本の交付を請求する者がある場合に、その正本を要する事由について疑いがあるときは、公証人は、その者にその事由を証明させなければならない。

「項を加える。」

第十七条 「同上」

「項を加える。」

「条を加える。」

一 嘱託人が本人であることを証する書面又は電磁的記録

二 公正事務が適正に行われたことを証する書面又は電磁的記録

第五十八条 公証人役場には、公正証書原簿、認証簿及び確定日付簿のほか、次の帳簿を備えて置かなければならない。

「二〇四 略」

2 指定公証人は、電磁的記録をもつて前項の帳簿（同項第一号及び第二号に掲げる帳簿を除く。）を調製することができる。

第五十九条 公正証書原簿、認証簿及び計算簿は、附録第二号から第四号までの様式に準じて調製しなければならない。

2 書面をもつて調製する公正証書原簿及び認証簿には、公証人においてその枚数を表紙の裏面に記載し、職氏名を署し、職印を押し、かつ、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。

第六十条 指定公証人は、電磁的記録の認証等に関する事務について、次に掲げる情報を電磁的記録媒体に記録し、保存しなければならない。

一 嘱託又は請求の種別

二 嘱託人等の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称又は商号）（日付情報の付与については、請求をした者の氏名（法人にあつては、名称又は商号）に限る。）

三 登簿管理番号

四 認証、日付情報の付与、同一性に関する証明又は同一の情報の

第十八条 公証人役場には、証書原簿、認証簿、確定日付簿及び信託表示簿のほか、次の帳簿を備えて置かなければならない。

「二〇四 同上」

「項を加える。」

第十九条 証書原簿、認証簿及び計算簿は、附録第二号から第四号までの様式により調製しなければならない。

2 証書原簿及び認証簿には、公証人においてその枚数を表紙の裏面に記載し、職氏名を署し、職印を押し、且つ、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。

「条を加える。」

提供をした年月日時

五 手数料の額

第六十一条 公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号。以下「政令」という。）第四条第二項（政令第六条第一項後段において準用する場合を含む。）の規定により交付し、又は提供すべき計算書は、附録第四号の様式に準じて作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録の認証等に関する事務において、政令第四条第二項の規定により交付し、又は提供すべき計算書（政令第六条第一項後段において準用する政令第四条第二項の規定により交付し、又は提供すべき計算書を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 嘱託又は請求の種別

二 嘱託人等の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称又は商号）（日付情報の付与については、請求をした者の氏名（法人にあつては、名称又は商号）に限る。）

三 件数

四 手数料の額

五 指定公証人の氏名及びその所属する法務局又は地方法務局の名称

第六十二条 公証人は、閲覧又は法第四十三条第一項各号の書面若しくは電磁的記録若しくは法第四十四条第一項各号の書面若しくは電

第二十條 公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）第四条第二項（同令第六条第一項後段において準用する場合を含む。）の規定により交付すべき計算書は、附録第四号の様式に準じて作らなければならない。

「項を加える。」

第二十一条 公証人は、閲覧又は証書の正本若しくは謄本の交付の請求を受けた場合に、印鑑その他に関する証明書の提出によらないで

磁的記録の交付若しくは提供の請求を受けた場合において、印鑑その他に関する証明書の提供によらないで本人であることを証明させたときは、その旨及びその事由を計算簿の備考欄に記載し、又は記録しなければならない。

第六十三条 公証人は、認証の嘱託を受けた場合において、前条に規定する証明をさせたときは、その旨及びその事由を認証簿の備考欄に記載し、又は記録しなければならない。

第六十四条 公証人は、嘱託人から手数料、送達に要する料金、登記手数料、日当又は旅費を受領したときは、公正証書の作成又はその嘱託と同時に嘱託された法第四十三条第一項各号の書面若しくは電磁的記録又は法第四十四条第一項各号の書面若しくは電磁的記録の交付又は提供に関するものは、附録第四号の甲の様式に準じて調製する計算簿に、その他に関するものは、同号の乙の様式に準じて調製する計算簿に、当該手数料、送達に要する料金、登記手数料、日当又は旅費の額その他の事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、相当と認めるときは、確定日付に関するものは、別に同号の丙の様式に準じて調製する計算簿に記載し、又は記録することを妨げない。

2 指定公証人は、前項の規定にかかわらず、附録第四号の乙の様式に代えて附録第五号の様式に準じて調製する計算簿に、附録第四号の丙の様式に代えて附録第六号の様式に準じて調製する計算簿に記

人達でないことを証明させたときは、その旨及びその事由を計算簿の備考欄に記載しなければならない。

第二十二條 公証人は、認証の付与の嘱託を受けた場合に、前条に規定する証明をさせたときは、その旨及びその事由を認証簿の備考欄に記載しなければならない。

第二十三條 公証人は、嘱託人から手数料、送達に要する料金、登記手数料、日当又は旅費を受領したときは、公正証書の作成又はその嘱託と同時に嘱託された正本、謄本若しくは附属書類の謄本の交付に関するものは、附録第四号の甲の様式による計算簿に、その他に関するものは、同号の乙の様式による計算簿に、当該手数料、送達に要する料金、登記手数料、日当又は旅費の額その他の事項を記載しなければならない。ただし、相当と認めるときは、確定日付に関するものは、別に同号の丙の様式による計算簿に記載することを妨げない。

「項を加える。」

載し、又は記録することができる。この場合における同項の規定の適用については、同項ただし書中「確定日付」とあるのは、「確定日付、日付情報、電磁的記録の保存、情報の同一性に関する証明及び同一の情報の提供」とする。

3 公証人は、政令第五条の規定により手数料、送達に要する料金、登記手数料、日当又は旅費の全部又は一部の支払を猶予したときは、第一項の場合に準ずる記載をするほか、その旨を計算簿の備考欄に記載し、又は記録しなければならない。

第六十五条 公正証書原簿又は計算簿に嘱託人の氏名を記載し、又は記録する場合において、嘱託人が多数であるときは、公正証書原簿については当事者双方各一人だけの氏名及び他の人員を、計算簿については当事者中その一人だけの氏名及び他の人員を記載し、又は記録すれば足りる。

2 前項の規定は、定款（電磁的記録をもつて作成されたものを除く。次項において同じ。）の認証について認証簿に嘱託人の氏名及び住所又は署名押印者の氏名を記載し、又は記録する場合において、それらの者が多数であるときについて準用する。

3 定款の認証の嘱託があつた場合には、認証簿の備考欄に会社の商号を記載し、又は記録しなければならない。

4 法第四十四条第一項各号の書面又は電磁的記録を交付又は提供した場合には、公正証書原簿に、嘱託人又はその承継人に交付又は提

2 公証人は、公証手数料令第五条の規定により手数料、送達に要する料金、登記手数料、日当又は旅費の全部又は一部の支払を猶予したときは、前項の場合に準ずる記載をするほか、その旨を計算簿の備考欄に記載しなければならない。

第二十四条 証書原簿又は計算簿に嘱託人の氏名を記載する場合に、嘱託人が多数であるときは、証書原簿については当事者双方各一人だけの氏名及び他の人員を、計算簿については当事者中その一人だけの氏名及び他の人員を記載すれば足りる。

2 前項の規定は、定款の認証について認証簿に嘱託人の氏名及び住所又は署名押印者の氏名を記載する場合に、それらの者が多数であるときに準用する。

3 定款の認証の嘱託があつた場合には、認証簿の備考欄に会社の商号を記載しなければならない。

「項を加える。」

供した旨及びその年月日を記載し、又は記録しなければならない。

第六十六条 指定公証人は、公正証書（電磁的記録をもつて作成されたものに限る。）を指定公証人の使用に係る電子計算機等に備えられたファイルに記録しておかなければならない。

2 公正証書（書面をもつて作成されたものに限る。以下この項において同じ。）又は公証人の保存する私署証書又は定款（電磁的記録をもつて作成されたものを除く。）は、表紙を付け、公正証書の番号又は登簿番号の順序に従つてつづつて置かなければならない。

第六十七条 指定公証人は、公正証書の附属書類（電磁的記録をもつて作成されたものに限る。）を指定公証人の使用に係る電子計算機等に備えられたファイルに記録して保存しなければならない。

2 指定公証人は、嘱託又は請求（法第六十条第二項の規定による請求及び同条第三項各号の請求に限る。次項において同じ。）に關し附属書類（電磁的記録をもつて作成されたもの限り、前項の附属書類を除く。）が提供された場合には、登簿番号又は登簿管理番号を記録し、指定公証人の使用に係る電子計算機等に備えられたファイルに記録して保存しなければならない。

3 嘱託又は請求に關して提出された附属書類（書面をもつて作成されたものに限る。）は、表紙を付け、件名、受付の年月日及び公正

第二十五条 証書の原本又は公証人の保存する私署証書又は定款は、表紙を付け、証書の番号又は登簿番号の順序に従つてつづつて置かなければならない。

2 嘱託に關して提出した書類であつて、私署証書（公証人の保存する私署証書を除く。）の認証の付与の嘱託における人違いでないことを証明すべき印鑑その他に關する証明書、代理人の権限を証明すべき証書その他の原本に続けてつづるべきでないものは、表紙を付け、件名、受付の年月日及び証書の番号又は登簿番号を記載し、事件処理の順序に従つてつづつて置かなければならない。

「条を加える。」

証書の番号、登簿番号又は登簿管理番号を記載し、事件処理の順序に従つてつづつて置かなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、公証人は、次に掲げる方法（指定公証人でない公証人にあつては、第一号に掲げる方法）をとることができる。

一 その謄本を原本に代えてつづつて置くこと（嘱託人等が当該書類の原本の還付を請求したときに限る。）。

二 原本と同一の内容の電磁的記録を作成し、これに公正証書の番号、登簿番号又は登簿管理番号を記録し、指定公証人の使用に係る電子計算機等に備えられたファイルに記録して保存すること。

第六十八条 指定公証人は、法第六十条第一項及び第二項（これらの規定を施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により保存した情報を記録した電磁的記録媒体の複製を作成しなければならぬ。

第六十九条 「略」

2 「略」

3 指定公証人は、前条の規定により作成した複製を、施錠のある耐火性の堅ろうな建物内に格納して厳重に保存しなければならない。

4 指定公証人は、前条の情報が滅失した場合には、法務大臣の認可を受けて、前項の複製により回復しなければならない。

5 指定公証人は、法令の規定により保存すべき電磁的記録が滅失し、

「条を加える。」

第二十六条 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

又は滅失のおそれがある場合には、遅滞なく、その旨を法務大臣に
対して報告しなければならない。

第七十条 公証人は、情報又は書類及び帳簿を、次の各号に掲げる区
分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間保存しなければならない。
ただし、履行につき確定期限のある債務又は存続期間の定めのある
権利義務に関する法律行為につき作成した公正証書については、そ
の期限の到来又はその期間の満了の翌年から十年を経過したとき
は、この限りでない。

一 公正証書、公正証書原簿、公証人の保存する私署証書又は定款、
認証簿（第三号に掲げるものを除く。）、法第六十条第一項又は
第二項（これらの規定を施行法第七条第一項において準用する場
合を含む。）の規定により保存すべき情報及び第六十条又は第六
十七条第一項若しくは第二項の規定により保存すべき情報 二十
年

二 拒絶証書謄本綴込帳、抵当証券支払拒絶証明書謄本綴込帳及び
送達関係書類綴込帳 十年

三 私署証書（公証人の保存する私署証書を除く。）の認証のみに
つき調製した認証簿、確定日付簿、第六十七条第三項の附属書類、
計算簿 七年

2 前項の情報又は書類の保存期間は、公正証書原簿、認証簿、確定
日付簿、計算簿及び送達関係書類綴込帳については、当該帳簿に最

第二十七条 公証人は、書類及び帳簿を、次の各号に掲げる区分に応
じ、それぞれ当該各号に掲げる期間保存しなければならない。ただ
し、履行につき確定期限のある債務又は存続期間の定めのある権利
義務に関する法律行為につき作成した証書の原本については、その
期限の到来又はその期間の満了の翌年から十年を経過したときは、
この限りでない。

一 証書の原本、証書原簿、公証人の保存する私署証書及び定款、
認証簿（第三号に掲げるものを除く。）、信託表示簿 二十年

二 拒絶証書謄本綴込帳、抵当証券支払拒絶証明書謄本綴込帳、送
達関係書類綴込帳 十年

三 私署証書（公証人の保存する私署証書を除く。）の認証のみに
つき調製した認証簿、確定日付簿、第二十五条第二項の書類、計
算簿 七年

2 前項の書類の保存期間は、証書原簿、認証簿、信託表示簿、確定
日付簿及び計算簿については、当該帳簿に最終の記載をした翌年か

終の記載又は記録をした翌年から、拒絶証書謄本綴込帳及び抵当証券支払拒絶証明書謄本綴込帳については、当該帳簿に最終のつづり込みをした翌年から、その他の情報又は書類については、当該年度の翌年から、起算する。

3 第一項の情報又は書類は、保存期間の満了した後でも特別の事由により保存の必要があるときは、その事由のある間保存しなければならない。

第七十一条 指定公証人は、電磁的記録の認証等に関する事務について、法令の規定により保存すべき情報（附属書類を除く。）を、全員で、管理しなければならない。

2 指定公証人は、電磁的記録に関する事務をその所属する法務局又は地方法務局の管轄区域内の役場において行うことができる。

3 指定公証人は、情報の同一性に関する証明及び同一の情報の提供については、他の指定公証人が行つた電磁的記録の認証等に関する事務に係る請求に応ずることができる。

第七十二条 公証人が保存期間の満了した情報又は書類を廃棄しようとするときは、目録を作り、法務大臣又はその所属する法務局若しくは地方法務局の長の認可を受けなければならない。

第七十三条 指定公証人は、代理を嘱託され、又は代理若しくは兼務を命ぜられたときは、被代理人又は被兼務者が行つた電磁的記録に関する事務について、法令の規定により保存すべき情報を管理し、

ら、拒絶証書謄本綴込帳、抵当証券支払拒絶証明書謄本綴込帳及び送達関係書類綴込帳については、当該帳簿に最終のつづり込みをした翌年から、その他の書類については、当該年度の翌年から、起算する。

3 第一項の書類は、保存期間の満了した後でも特別の事由により保存の必要があるときは、その事由のある間保存しなければならない。

「条を加える。」

第二十八条 公証人が保存期間の満了した書類を廃棄しようとするときは、目録を作り、その所属する法務局又は地方法務局の長の認可を受けなければならない。

「条を加える。」

当該事務に係る請求等に応じなければならない。

第七十四条 法第六十八条（法第六十九条及び第七十一条から第七十三条までにおいて準用する場合を含む。）の規定により書類の授受をする場合には、目録を作り、その末尾に授受の事由及び年月日を記載し、授受者及び立会官吏がこれに署名し、印を押さなければならない。

2 「略」

第七十五条 法第六十七条第一項の兼務者は、自己の役場で前任者の事務を取り扱うことができる。

2 「略」

「条を削る。」

「条を削る。」

第七十六条、第七十八条 「略」

第七十九条 公証人が法務大臣に書面の提出をするには、その所属する法務局又は地方法務局の長を経由しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、同時にその旨を法務局又は地方法務局の長に届け出なければならない。

第八十条 「略」

2 法務大臣は、指定公証人名簿を備え、これに指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称、法第七条ノ二第一項の

第二十九条 公証人法第六十八条（第六十九条及び第七十一条から第七十三条までにおいて準用する場合を含む。）の規定により書類の授受をする場合には、目録を作り、その末尾に授受の事由及び年月日を記載し、授受者及び立会官吏がこれに署名し、印をおさなければならない。

2 「同上」

第三十条 公証人法第六十七条第一項の兼務者は、自己の役場で前任者の事務を取り扱うことができる。

2 「同上」

第三十一条 削除

第三十二条 削除

第三十三、第三十五条 「同上」

第三十六条 公証人が法務大臣に書面の提出をするには、その所属する法務局又は地方法務局の長を経由しなければならない。但し、急を要する場合は、この限りでない。

2 前項但書の場合には、同時にその旨を法務局又は地方法務局の長に届け出なければならない。

第三十七条 「同上」

「項を加える。」

規定による指定の日及び役場所所在地を記載して置かなければならない。

3 法務局又は地方法務局の長は、その所属する公証人が前項の指定を受けた場合には、第一項の公証人名簿にその旨を明示しなければならない。

第八十一条 法務局又は地方法務局の長は、その所属する公証人に法第十五条第一項第二号から第四号まで又は第七十九条に掲げる事由があると認めるときは、速やかにその事情を具して、その旨を法務大臣に報告しなければならない。公証人がその氏名を変更し、又は死亡若しくは失職したときも同様とする。

第八十二条 法務局又は地方法務局の長は、少なくとも毎年一回当該法務局若しくは地方法務局に所属する公証人の保存する情報又は書類の検閲及び執務の状況の調査をし、又は当該法務局若しくは地方法務局に勤務する法務事務官にこれをさせ、その結果を速やかに法務大臣に報告しなければならない。

第八十三条 法務大臣は、法第七十九条の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

第八十四条 法務局又は地方法務局の長は、その所属する公証人に対し注意を促し、かつ、訓令をしたとき、又は諭告をしたときは、速やかにその事情を具して、その旨を法務大臣に報告しなければならない。法第七十八条第一項の異議について処分をしたときも同様と

「項を加える。」

第三十八条 法務局又は地方法務局の長は、その所属する公証人に公証人法第十五条第一項第二号から第四号まで又は第七十九条に掲げる事由があると認めるときは、速やかにその事情を具して、その旨を法務大臣に報告しなければならない。公証人がその氏名を変更し、又は死亡若しくは失職したときも同様とする。

第三十九条 法務局又は地方法務局の長は、少なくとも毎年一回当該法務局若しくは地方法務局に所属する公証人の保存する書類の検閲及び執務の状況の調査をし、又は当該法務局若しくは地方法務局に勤務する法務事務官にこれをさせ、その結果を速やかに法務大臣に報告しなければならない。

「条を加える。」

第四十条 法務局又は地方法務局の長は、その所属する公証人に対し注意を促し、且つ、訓令をしたとき、又は諭告をしたときは、速かにその事情を具して、その旨を法務大臣に報告しなければならない。公証人法第七十八条第一項の異議について処分をしたときも同様と

する。

第八十五条・第八十六条　〔略〕

第八十七条　政令第七条の規定によつて手数料、日当又は旅費を印紙で納付させる場合には、納付書に収入印紙を貼つて差し出させなければならぬ。

第八十八条　〔略〕

2　公証人会は、公証事務の改善及び統一並びに公証人の品位の保持を図るため、公証人の調査、指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

第八十九条～第九十三条　〔略〕

第九十四条　〔略〕

2　日本公証人連合会は、公証事務の改善及び統一並びに公証人の品位の保持を図るため、公証人会及び公証人の調査、指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

第九十五条・第九十六条　〔略〕

第九十七条　〔略〕

2　日本公証人連合会は、公証事務の改善及び統一を図るために公証人の指導等に係る通知をしたときは、速やかにその事情を具して、その旨を法務大臣に報告しなければならない。

第九十八条　日本公証人連合会は、公証人に職務上の義務に違反し、

又は品位を害する行状があると認めるときは、当該公証人について

する。

第四十条の二・第四十一条　〔同上〕

第四十二条　公証人手数料令第七条の規定によつて手数料、日当又は旅費を印紙で納付させる場合には、納付書に収入印紙をはつて差し出させなければならない。

第四十三条　〔同上〕

2　公証人会は、公証事務の改善及び統一並びに公証人の品位の保持を図るため、公証人の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

第四十四条～第四十八条　〔同上〕

第四十九条　〔同上〕

2　日本公証人連合会は、公証事務の改善及び統一並びに公証人の品位の保持を図るため、公証人会及び公証人の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

第五十条・第五十一条　〔同上〕

第五十二条　〔同上〕

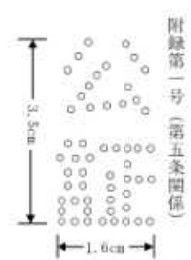
〔項を加える。〕

〔条を加える。〕

調査し、その結果をその所属する法務局又は地方法務局の長に報告しなければならない。 第九十九条 第九十条第二項及び第三項並びに第九十一条の規定は、日本公証人連合会について準用する。この場合において、第九十一条中「当該公証人会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長」とあるのは、「法務大臣」と読み替えるものとする。 第一百条・第一百一条 「略」	第五十三条 第四十五条第二項及び第三項並びに第四十六条の規定は、日本公証人連合会について準用する。この場合において、第四十六条中「当該公証人会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長」とあるのは、「法務大臣」と読み替えるものとする。 第五十四条・第五十五条 「同上」
---	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附録第一号から第四号までを次のように改める。



種		年 月 日	
公正証書（執行認諾文言付き）の作成について			
あなたの代理人の囑託により下記の公正証書を作成しましたので、公正人法施行規則（昭和24年法務省令第9号）第28条第1項及び第2項の規定により、通知します。			
この公正証書には、あなたが直ちに強制執行に服する旨の陳述（執行認諾文言）の記録（記載）があります。したがって、あなたがこの公正証書に記録（記載）された内容の履行（支払）を怠った場合には、相手方は、あなたに対する強制執行をすることなく、この公正証書に基づき、裁判所に対し、あなたの財産への強制執行を申し立てることができます（民事執行法第22条第5号）。			
記			
1 作成された公正証書	の件		
ア 公正証書の件名	年 第 号		
イ 公正証書の番号	年 月 日		
ウ 公正証書作成の年月日			
2 作成した公証人の氏名及び役場	公証人		
	（ 公証役場）		
3 作成の当事者			
ア あなたの代理人の住所及び氏名			
イ 相手方の住所及び氏名			
公正人	法務局（地方法務局）所属		
	（ 役場）		

様		年 月 日	
公正証書の作成について			
あなたの代理人の職記により下記の公正証書を作成しましたので、公証人法施行規則（昭和24年法務省令第9号）第28条第1項及び第2項の規定により、通知します。			
なお、この公正証書には、あなたが直ちに強制執行に服する旨の機達（執行認諾文言）の記録（記載）はありません。			
記			
1	作成された公正証書		
ア	公正証書の件名	の件	
イ	公正証書の番号	年第 号	
ウ	公正証書作成の年月日	年 月 日	
2	作成した公証人の氏名及び役場		
	公証人	(役場)	
3	作成の当事者		
ア	あなたの代理人の住所及び氏名		
イ	相手方の住所及び氏名		
		公証人	法務局（地方法務局）所属 (役場)

年 度	公 正 証 書 原 簿
紙 数 表 紙 を 除 い て 枚	法 務 局 (地 方 法 務 局) 所 属 公 証 人 役 場
公 証 人	

[illegible]

年 度	認 証 簿	紙 数 表 紙 を 除 い て 枚
法 務 局 (地 方 法 務 局) 所 属 公 証 人 役 場		公 証 人

登録番号		私書証書等の種類 認証方法		白 日 撃 木
嘱託人の住所氏名 私書証書等の署名 押印者				
契印	認証 月日	備	と	
登録番号		私書証書等の種類 認証方法		白 日 撃 木
嘱託人の住所氏名 私書証書等の署名 押印者				
契印	認証 月日	備	と	
登録番号		私書証書等の種類 認証方法		白 日 撃 木
嘱託人の住所氏名 私書証書等の署名 押印者				
契印	認証 月日	備	と	

証
認

登録番号		私書証書等の種類 認証方法		白 日 撃 木
嘱託人の住所氏名 私書証書等の署名 押印者				
契印	認証 月日	備	と	
登録番号		私書証書等の種類 認証方法		白 日 撃 木
嘱託人の住所氏名 私書証書等の署名 押印者				
契印	認証 月日	備	と	

簿

登録番号		私書証書等の種類 認証方法		白 日 撃 木
嘱託人の住所氏名 私書証書等の署名 押印者				
契印	認証 月日	備	と	
登録番号		私書証書等の種類 認証方法		白 日 撃 木
嘱託人の住所氏名 私書証書等の署名 押印者				
契印	認証 月日	備	と	

計	算	簿(甲)
法務局(地方法務局)所属		
公証人		
役場		

公正証書の番号		公正証書の種類		年 月 日	
目的の価額		円		委託人	
手数料・日当・旅費額	種別	数	行為	外 名	
円	原 本		枚		
円	超過 枚数		枚		
円	正 本		枚		
円	法第44条第1項第2号の書面の交付		枚		
円	法第44条第1項第3号の電磁的記録の提供		件		
円	贈 本		枚		
円	附 属 書 類 贈 本		枚		
円	法第43条第1項第2号の書面の交付		枚		
円	法第43条第1項第3号の電磁的記録の提供		件		
円	遺 言 加 算			法務局(地方法務局)所属	
円	信 託 加 算				
円	病床執務加算				
円	休日等執務加算				
円	日 当 (一 日)		時迄		
円	交 通 費		実 費 額		
円					
円					
円					
円	合 計				
				備考	

計 算 簿(乙)

法務局(地方法務局)所属
公証人 役場

公正証書の番号・登録番号		公正証書等の種類		年 月 日
手数料・送達に要する料金・ 登記手数料・日当・旅費額	種 別	数	目的価額	円
円	認 証	通	嘱託人	
円	定 款 認 証	通		
円	政 令 第 4 0 条 第 2 項 の 書 面 の 交 付	枚 通		
円	政 令 第 4 0 条 の 2 第 2 項 の 電 磁 的 記 録 の 提 供	件		
円	拒 絶 証 書	通		
円	日 当 (一 日)	時迄	外 名	
円	交 通 費	実 費 額	法務局(地方法務局)所屬	
円	執 行 文	通		
円	正 本 (法第44条第1項第2号 の書面の交付を含む。)	枚 通	公証人	役場
円	閲 覧	件		
円	執 行 の 中 止 等	時 分	備考	
円	確 定 日 付	件		
円	送 達	件		
円	送 達 証 明	件		
円	送 達 に 要 す る 料 金	実 費 額		
円	登 記 手 数 料	実 費 額		
円	合 計			

登録番号		頁
		至
年 月 日		
確定口付	作	
手数料	円	
委託人		
法務局(地方法律局)所属		
公証人 役場		

計 算 簿(四)	
法務局(地方法律局)所属	
公証人 役場	

附録第四号の次に次の附録を加える。

附録第五号(第六十四条関係)

計 算 簿

法務局(地方法務局)所属
公証人 役場

公正証書の番号・登録番号 ・登録管理番号		公正証書等の種類	年 月 日
手数料・送達に要する料金・ 登記手数料・日当・旅費額	種 別	数	目的価額 円
円	認 証	通 件	嘱託人
円	電 磁 的 記 録 の 認 証	通 件	
円	定 款 認 証	通 件	
円	拒 絶 証 書	通 件	
円	執 務 の 中 止 等	時 分	
円	確 定 日 付 報 告	件	外 名 法務局(地方法務局)所属
円	執 行 情 報	通 件	
円	送 達 証 明	件	
円	登 記 の 額 証	件	
円	正 本	通 件	
円	法第44条第1項第2号付 の 書 面 の 交 付	枚	通 件
円	法第44条第1項第3号 の 電 磁 的 記 録 の 提 供	枚	
円	法第43条第1項第2号付 の 書 面 の 交 付	枚	
円	法第43条第1項第3号付 の 電 磁 的 記 録 の 提 供	件	
円	附 属 書 類 贈 本 (政令第40条第2項 の 書 面 の 交 付 を 含 む。)	枚	
円	政令第40条の2第2項 の 電 磁 的 記 録 の 提 供	件	公証人 役場 備考
円	電 磁 的 記 録 の 保 存	件	
円	情報同一性に関する証明	件	
円	同一の情報の提供	枚	
円	書面の交付による加算額	組	
円	送達に要する料金	実 費 額	
円	登記手数料	実 費 額	
円	日 当 (一 日)	実 費 額	
円	合 計	実 費 額	

領 據 管 理 番 号 自 至	
年 月 日	
確 定 日 付	件
目 付 情 報	件
電 磁 的 記 録 の 保 存	件
情 報 の 同 一 性 に 関 す る 証 明	件
同 一 の 情 報 の 提 供	件
書 面 に よ る 交 付 の 加 算 額	枚
手 数 料	円
確 証 人	
法務局(地方法務局)所属	
公証人	役場

計 算 簿	
法務局(地方法務局)所属	
公証人	役場

(戸籍法施行規則の一部改正)

第二条 戸籍法施行規則(昭和二十二年司法省令第九十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
第五十三条の四 戸籍法第二十七条の二第三項の規定による申出は、当該申出をする者が自ら市役所又は町村役場に出頭してしなければならない。 ②・③ 「略」 ④ 第一項の申出は、当該申出をする者が疾病その他やむを得ない事由により自ら出頭することができない場合には、同項の規定にかかわらず、本籍地の市町村長に第二項の書面を送付する方法その他これに準ずる方法によりすることができる。この場合には、第二項に掲げる事項を記載し、又は記録した公正証書(代理人の嘱託により作成されたものを除く。)を提出する方法その他の方法により当該申出をする者が本人であることを明らかにしなければならない。 ⑤⑥⑦ 「略」	第五十三条の四 戸籍法第二十七条の二第三項の規定による申出は、当該申出をする者が自ら市役所又は町村役場に出頭してなければならない。 ②・③ 「同上」 ④ 第一項の申出は、当該申出をする者が疾病その他やむを得ない事由により自ら出頭することができない場合には、同項の規定にかかわらず、本籍地の市町村長に第二項の書面を送付する方法その他これに準ずる方法によりすることができる。この場合には、第二項に掲げる事項を記載した公正証書(代理人の嘱託により作成されたものを除く。)を提出する方法その他の方法により当該申出をする者が本人であることを明らかにしなければならない。 ⑤⑥⑦ 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(商業登記規則の一部改正)

第三条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（申請書に添付すべき電磁的記録） 第三十六条 「略」 〔2・3 略〕 4 第一項の電磁的記録には、当該電磁的記録に記録された次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該情報の作成者が前項の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつてそれぞれ当該各号に定めるものを、法務大臣の指定する方式に従い、記録しなければならない。 一 「略」 二 前号に規定する情報以外の情報 次に掲げる電子証明書のいずれか イ 「略」	（申請書に添付すべき電磁的記録） 第三十六条 「同上」 〔2・3 同上〕 4 第一項の電磁的記録には、当該電磁的記録に記録された次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該情報の作成者が前項の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつてそれぞれ当該各号に定めるものを、法務大臣の指定する方式に従い、記録しなければならない。 一 「同上」 二 前号に規定する情報以外の情報 次に掲げる電子証明書のいずれか イ 「同上」

ロ 公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第十三条 第一項に規定する指定公証人電子証明書 ハ 「略」 〔5・6 略〕 （登記申請の方法） 第二百二条 「略」 〔2ゝ4 略〕 5 申請人等が添付書面情報を送信するときは、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ当該情報の作成者が第一項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて当該各号に定めるものを併せて送信しなければならない。 一 「略」 二 前号に規定する情報以外の情報 前項各号に掲げる電子証明書又は公証人法施行規則第十三条第一項に規定する指定公証人電子証明書	ロ 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）第三条第一項に規定する指定公証人電子証明書 ハ 「同上」 〔5・6 同上〕 （登記申請の方法） 第二百二条 「同上」 〔2ゝ4 同上〕 5 申請人等が添付書面情報を送信するときは、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ当該情報の作成者が第一項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて当該各号に定めるものを併せて送信しなければならない。 一 「同上」 二 前号に規定する情報以外の情報 前項各号に掲げる電子証明書又は指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第三条第一項に規定する指定公証人電子証明書
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

（公証人手数料令第二十五条の横書の証書の様式及び証書の枚数の計算方法を定める省令の一部改正）

第四条 公証人手数料令第二十五条の横書の証書の様式及び証書の枚数の計算方法を定める省令（昭和四十

六年法務省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定(題名を含む。以下同じ。)の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
公正証書の枚数の計算方法を定める省令 公正証書の枚数の計算方法を定める省令 1 公正証書の手数料令(平成五年政令第二百二十四号)第二十五条第一項の横書の公正証書は、日本産業規格B列四番の用紙を二つ折(半面の縦二五七ミリメートル、横一八二ミリメートル)にし、各半面の上方から左横書きに記載して作成されたものとする。 2 公正証書の手数料令第二十五条第一項の公正証書の枚数の計算は、次の各号に掲げるところによるものとする。 一 「略」 二 日本産業規格B列四番の用紙のうち、縦書の公正証書にあつては、一行二十字詰で二十四行以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計算し、前項の横書の公正証書にあつては、半面一行二十字詰で十六行の両面以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計算する。	公正証書の手数料令第二十五条の横書の証書の様式及び証書の枚数の計算方法を定める省令 公正証書の手数料令(平成五年政令第二百二十四号)第二十五条の横書の証書は、日本産業規格B列四番の用紙を二つ折(半面の縦二五七ミリメートル、横一八二ミリメートル)にし、各半面の上方から左横書きに記載して作成されたものとする。 2 公正証書の手数料令第二十五条の証書の枚数の計算は、次の各号に掲げるところによるものとする。 一 「同上」 二 日本産業規格B列四番の用紙のうち、縦書の証書にあつては、一行二十字詰で二十四行以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計算し、前項の横書の証書にあつては、半面一行二十字詰で十六行の両面以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計算する。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令の一部改正）

第五条 任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令（平成十二年法務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を削る。

改 正 後		改 正 前	
2	任意後見契約に関する法律第三条の規定による公正証書の様式に関する省令	1	任意後見契約に関する法律第三条の規定による公正証書を作成する場合には、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第三十七条第一項及び第三十八条並びに公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第二十四条の規定により記載し、又は記録すべき事項のほか、本人の出生の年月日及び本籍（外国人にあつては、国籍）を記載し、又は記録しなければならない。
2	任意後見契約に関する法律第三条の規定による公正証書	1	任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令
2	任意後見契約に関する法律第三条の規定による公正証書	1	任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書を作成する場合には、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第三十五条及び第三十六条の規定により記載すべき事項のほか、本人の出生の年月日及び本籍（外国人にあつては、国籍）を記載しなければならない。

書を作成する場合には、附録第一号様式又は附録第二号様式による用紙に、任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を特定して記載し、又は記録しなければならない。 「項を削る。」	作成する場合には、附録第一号様式又は附録第二号様式による用紙に、任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を特定して記載しなければならない。 3 前項の用紙は、公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第八条第一項の規定にかかわらず、日本産業規格A列四番の丈夫な紙とする。ただし、A列四番の紙に代えて、B列四番の紙とすることを妨げない。
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附録第一号様式及び附録第二号様式を次のように改める。

附録第1号様式

代 理 権 目 録	
A 財産の管理・保存・処分等に関する事項	
A 1 ☐	甲に帰属する別紙「財産目録」の財産及び本契約締結後に甲に帰属する財産（預貯金〔B 1・B 2〕を除く。）並びにその果実の管理・保存及びその財産（増加財産を含む。）及びその果実の処分・変更
A 2 ☐	売却
☐	賃貸借契約の締結・変更・解除
☐	担保権の設定契約の締結・変更・解除
☐	その他（別紙「財産の管理・保存・処分等目録」のとおり）
B 金融機関との取引に関する事項	
B 1 ☐	甲に帰属する別紙「預貯金等目録」の預貯金に関する取引（預貯金の管理、振込依頼・払戻し、口座の変更・解約等。以下同じ。）
B 2 ☐	預貯金口座の開設及び当該預貯金に関する取引
B 3 ☐	貸金庫取引
B 4 ☐	保護預り取引
B 5 ☐	金融機関とのその他の取引
☐	当座勘定取引
☐	保証取引
☐	証券取引（国債、公共債、金融債、社債、投資信託等）
☐	為替取引
☐	信託取引（予定（予想）配当率を含む。付した金銭信託（貸付信託）を含む。）
☐ その他（別紙「金融機関との取引目録」のとおり）	
B 6 ☐ 金融機関との全ての取引	
C 定期的な収入の受領及び費用の支払に関する事項	
C 1 ☐	定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続
☐	家賃・地代
☐	年金・障害手当金その他の社会保障給付
☐	その他（別紙「定期的な収入の受領等目録」のとおり）
C 2 ☐	定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続
☐	家賃・地代
☐	保険料
☐	ローン返済金
☐	その他（別紙「定期的な支出を要する費用の支払等目録」のとおり）
D 生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項	
D 1 ☐	生活費の送金
D 2 ☐	日用品の購入その他日常生活に関する取引
D 3 ☐	日用品以外の生活に必要な機器・物品の購入
E 相続に関する事項	
E 1 ☐	遺産分割又は相続の承認・放棄
E 2 ☐	贈与若しくは遺贈の拒絶又は負担の贈与若しくは遺贈の受諾
E 3 ☐	寄与分を定める申立て
E 4 ☐	遺留分侵害額の請求
F 保険に関する事項	
F 1 ☐	保険契約の締結・変更・解除

- F 2 ☐ 保険金の受領
- G 証書等の保管及び各種の手続に関する事項
- G 1 ☐ 次に掲げるものその他これらに準ずるものの保管及び事項処理に必要な範囲内の使用
- ☐ 登記済権利証
- ☐ 実印・銀行印・印鑑登録カード
- ☐ その他（別紙「証書等の保管等目録」のとおり）
- G 2 ☐ 株券等の保護預り取引に関する事項
- G 3 ☐ 登記の申請
- G 4 ☐ 供託の申請
- G 5 ☐ 住民票、戸籍謄抄本、登記事項証明書その他の行政機関の発行する証明書の請求
- G 6 ☐ 税金の申告・納付
- H 介護契約その他の福祉サービス利用契約等に関する事項
- H 1 ☐ 介護契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
- H 2 ☐ 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は審査請求
- H 3 ☐ 介護契約以外の福祉サービスの利用契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- H 4 ☐ 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
- H 5 ☐ 福祉関係の措置（施設入所措置等を含む。）の申請及び決定に関する審査請求
- I 住居に関する事項
- I 1 ☐ 居住用不動産の購入
- I 2 ☐ 居住用不動産の処分
- I 3 ☐ 借地契約の締結・変更・解除
- I 4 ☐ 借家契約の締結・変更・解除
- I 5 ☐ 住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除
- J 医療に関する事項
- J 1 ☐ 医療契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- J 2 ☐ 病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- K ☐ A～J以外のその他の事項（別紙「その他の委任事項目録」のとおり）
- L 以上の各事項に関して生ずる紛争の処理に関する事項
- L 1 ☐ 裁判外の和解（示談）
- L 2 ☐ 仲裁契約
- L 3 ☐ 行政機関等に対する不服申立て及びその手続の進行
- L 4 ☐ 1 任意後見受任者が弁護士である場合における次の事項
- L 4 ☐ 1 ☐ 訴訟行為（訴訟の提起、申立て又はこれは保全処分の追行、応訴等）
- L 4 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 民事訴訟法第55条第2項の特別授權事項（反訴の提起、訴えの取下げ・裁判上の和解・請求の放棄・認諾、控訴・上告、復代理人

の選任等)

- Ｌ４・２□ 任意後見受任者が弁護士に対して訴訟行為及び民事訴訟法第５５条第２項の特別授権事項について授権をすること
- Ｌ５□ 紛争の処理に関するその他の事項（別紙「紛争の処理等目録」のとおり）
- Ｍ 復代理人・事務代行者に関する事項
- Ｍ１□ 復代理人の選任
- Ｍ２□ 事務代行者の指定
- Ｎ 以上の各事務に関連する事項
- Ｎ１□ 以上の各事項の処理に必要な費用の支払
- Ｎ２□ 以上の各事項に関連する一切の事項

注 １ 本号様式を用いない場合には、全て附録第２

号様式によること。

２ 任意後見人が代理権を行うべき事務の事項の□にレ点を付すること。

３ 上記の各事項（訴訟行為に関する事項〔Ｌ４・１〕を除く。）の全部又は一部について、故人の任意後見人が共同して代理権を行使すべき旨の特約が付されているときは、その旨を別紙「代理権の共同行使の特約目録」に記載し、又は記録して添付すること。

４ 上記の各事項（訴訟行為に関する事項〔Ｌ４・１〕を除く。）の全部又は一部について、本人又は第三者の同意（承認）を要する旨の特約が付されているときは、その旨を別紙「同意（承認）を要する旨の特約目録」に記載し、又は記録して添付すること。（第三者の同意（承認）を要する旨の特約の場合には、当該第三者の氏名及び住所（法人の場合には、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）を明記すること。）。

５ 別紙に委任事項・特約事項を記載し、又は記録するときは、本目録の記号で特定せずに、全文を記載すること。

代理権目録		
一、	何	何
一、	何	何
一、	何	何
一、	何	何

- 注 1 附録第1号様式を用いない場合には、全て本
号様式によること。
- 2 各事項（訴訟行為に関する事項を除く。）の
全部又は一部について、数人の任意後見人が共
同して代理権を行使すべき旨の特約が付されて
いるときは、その旨を別紙「代理権の共同行使
の特約目録」に記載し、又は記録して添付する
こと。
- 3 各事項（任意後見受任者が弁護士である場合
には、訴訟行為に関する事項を除く。）の全部
又は一部について、本人又は第三者の同意（承
認）を要する旨の特約が付されているときは、
その旨を別紙「同意（承認）を要する旨の特約
目録」に記載し、又は記録して添付すること
（第三者の同意（承認）を要する旨の特約の場
合には、当該第三者の氏名及び住所（法人の場
合には、名称又は商号及び主たる事務所又は本
店）を明記すること。）。
- 4 別紙に委任事項・特約事項を記載し、又は記
録するときは、本目録の記号で特定せずに、全
文を表記すること。

（不動産登記規則の一部改正）

第六条 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（申請情報を記録した磁気ディスク） 第五十一条 「略」 〔2〳7 略〕 8 第四十三条の規定は、令第十六条第五項において準用する令第十四条の電子証明書について準用する。ただし、当該電子証明書には、<u>公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第十三条第一項に規定する指定公証人電子証明書を含むものとする。</u> 〔9・10 略〕	（申請情報を記録した磁気ディスク） 第五十一条 「同上」 〔2〳7 同上〕 8 第四十三条の規定は、令第十六条第五項において準用する令第十四条の電子証明書について準用する。ただし、当該電子証明書には、<u>指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）第三条第一項に規定する指定公証人電子証明書を含むものとする。</u> 〔9・10 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第七条 法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年法務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（縦覧等の指定） 第八条 民間事業者等が電磁的方法により行うことができる法務省の所管する法令の規定に基づく縦覧等は、別表第四に掲げる縦覧等とする。 （交付等の指定） 第十条 民間事業者等が電磁的方法により行うことができる法務省の所管する法令の規定に基づく交付等は、別表第五に掲げる交付等とする。	（縦覧等の指定） 第八条 民間事業者等が電磁的方法により行うことができる法務省の所管する法令の規定に基づく縦覧等は、別表第四の一及び別表第四の二に掲げる縦覧等とする。 （交付等の指定） 第十条 民間事業者等が電磁的方法により行うことができる法務省の所管する法令の規定に基づく交付等は、別表第五の一及び別表第五の二に掲げる交付等とする。

別表第二の一（第三条関係 法の適用対象のもの）

番 号	一	二	三	四	五	六	七
保存	法務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成元年法務省令第十三号）第二十七条の規定による書類、名簿又は帳簿の保存	債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二十条の規定による帳簿書類の保存	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第十六条の規定による手続実施記録の保存	建物の区分所有等に関する法律第四十二条第五項において準用する同法第三十三条第一項の規定による議事録の保存（同法第六十六条において準用する場合を含む。）	司法書士法施行規則第四十九条第二項の規定による事件簿の保存	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第二十一条の規定による帳簿又は書類の保存（同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。）	土地家屋調査士法施行規則第四十七条第二項の規定による事件簿の保存

別表第二の一（第三条関係 法の適用対象のもの）

番 号	一	二	三	四	五	六	七	八	九
保存	法務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成元年法務省令第十三号）第二十七条の規定による書類、名簿又は帳簿の保存	債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二十条の規定による帳簿書類の保存	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第十六条の規定による手続実施記録の保存	公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十二条第一項の規定による証書の正本又は謄本の保存	公証人法第四十五条の規定による証書原簿の保存	公証人法第五十八条ノ二第四項の規定による証書の保存	公証人法第六十一条の規定による認証簿の保存	公証人法第六十二条ノ三第三項の規定による定款の保存	公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第十八条の規定による確定日付簿、信託表示簿、拒絶証書謄本綴込帳、抵当証券支払拒絶証明書謄本綴込帳、送達関係書類綴込帳及び計算簿の保存

八	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条第四項において準用する建物の区分所有等に関する法律第三十三条第一項の規定による議事録の保存
九	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第十四条の二の規定による財産目録の保存
十	更生保護事業法第二十九条第一項の規定による事業成績書、財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書の保存
十	更生保護事業法第三十五条第一項の規定による財産目録又は貸借対照表の保存
十二	更生保護事業法第五十二条の規定による帳簿の保存（同法第五十六条の二第一項において準用する場合を含む。）

十	公証人法施行規則第二十五条第二項に規定する書類の保存
十一	指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）第十九条に規定する書類の保存
十二	建物の区分所有等に関する法律第四十二条第五項において準用する同法第三十三条第一項の規定による議事録の保存（同法第六十六条において準用する場合を含む。）
十三	司法書士法施行規則第四十九条第二項の規定による事件簿の保存
十四	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第二十一条の規定による帳簿又は書類の保存（同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。）
十五	土地家屋調査士法施行規則第四十七条第二項の規定による事件簿の保存
十六	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条第四項において準用する建物の区分所有等に関する法律第三十三条第一項の規定による議事録の保存
十七	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第十四条の二の規定による財産目録の保存
十八	更生保護事業法第二十九条第一項の規定による事業成績

別表第二の二（第三条関係 法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの）

番 号	保 存
一	司法書士法施行規則第三十条第二項の規定による事件簿の保存（同令第三十七条において準用する場合を含む。）
二	土地家屋調査士法第二十一条の規定による帳簿の保存（同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。）
三	土地家屋調査士法施行規則第二十八条第二項の規定による事件簿の保存（同令第三十五条において準用する場合を含む。）

別表第三の一（第五条関係 法の適用対象のもの）

別表第二の二（第三条関係 法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの）

八	書、財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書の保存
十	更生保護事業法第三十五条第一項の規定による財産目録又は貸借対照表の保存
二	更生保護事業法第五十二条の規定による帳簿の保存（同法第五十六条の二第一項において準用する場合を含む。）

番 号	保 存
一	公証人法第二十五条第一項の規定による証書の原本の保存
二	司法書士法施行規則第三十条第二項の規定による事件簿の保存（同令第三十七条において準用する場合を含む。）
三	土地家屋調査士法第二十一条の規定による帳簿の保存（同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。）
四	土地家屋調査士法施行規則第二十八条第二項の規定による事件簿の保存（同令第三十五条において準用する場合を含む。）

別表第三の一（第五条関係 法の適用対象のもの）

九	八	七	六	五	四	三	二	一	号 番
更生保護事業法第三十五条第一項の規定による財産目録の作成	更生保護事業法第二十九条第一項の規定による事業成績書、財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書の作成	更生保護事業法第十四条の二の規定による財産目録の作成	土地家屋調査士法施行規則第四十七条第一項の規定による事件簿の作成	司法書士法施行規則第四十九条第一項の規定による事件簿の作成	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十六条の規定による手続実施記録の作成	債権管理回収業に関する特別措置法第二十条の規定による帳簿書類の作成	外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第五十五条第一項において準用する弁護士法第三十条第二項の規定による営利業務従事外国法事務弁護士名簿の作成	弁護士法第三十条第二項の規定による営利業務従事弁護士名簿の作成	作成

十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	号 番
司法書士法施行規則第四十九条第一項の規定による事件簿の作成	指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第十九条の規定による書類の作成	公証人法施行規則第二十五条第二項の規定による書類の作成	公証人法施行規則第十八条の規定による確定日付簿、信託表示簿、送達関係書類綴込帳及び計算簿の作成	公証人法第六十一条の規定による認証簿の作成	公証人法第四十六条の規定による証書原簿の作成	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十六条の規定による手続実施記録の作成	債権管理回収業に関する特別措置法第二十条の規定による帳簿書類の作成	外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第五十五条第一項において準用する弁護士法第三十条第二項の規定による営利業務従事外国法事務弁護士名簿の作成	弁護士法第三十条第二項の規定による営利業務従事弁護士名簿の作成	作成

	又は貸借対照表の作成
十	更生保護事業法第五十二条の規定による帳簿の作成（同法第五十六条の二第一項において準用する場合を含む。）

別表第三の二（第五条関係 法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの）

番 号	作成
一	抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第七十二条の規定による抵当証券支払拒絶証明書謄本の作成
二	拒絶証券令（昭和八年勅令第三百十六号）第八条の規定による拒絶証券謄本の作成
三	司法書士法施行規則第三十条第一項の規定による事件簿

十	土地家屋調査士法施行規則第四十七条第一項の規定による事件簿の作成
十	更生保護事業法第十四条の二の規定による財産目録の作成
十	更生保護事業法第二十九条第一項の規定による事業成績書、財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書の作成
十	更生保護事業法第三十五条第一項の規定による財産目録又は貸借対照表の作成
十	更生保護事業法第五十二条の規定による帳簿の作成（同法第五十六条の二第一項において準用する場合を含む。）

別表第三の二（第五条関係 法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの）

番 号	作成
一	公証人法第二十五条第一項の規定による証書の原本の作成
二	抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第七十二条の規定による抵当証券支払拒絶証明書謄本の作成
三	拒絶証券令（昭和八年勅令第三百十六号）第八条の規定

	の作成（同令第三十七条において準用する場合を含む。）
四	土地家屋調査士法施行規則第二十八条第一項の規定による事件簿の作成（同令第三十五条において準用する場合を含む。）

別表第四（第八条関係 法の適用対象のもの）

〔略〕

〔別表を削る。〕

別表第五（第十条関係 法の適用対象のもの）

〔略〕

	による拒絶証書謄本の作成
四	司法書士法施行規則第三十条第一項の規定による事件簿の作成（同令第三十七条において準用する場合を含む。）
五	土地家屋調査士法施行規則第二十八条第一項の規定による事件簿の作成（同令第三十五条において準用する場合を含む。）

別表第四の一（第八条関係 法の適用対象のもの）

〔同上〕

別表第四の二（第八条関係 法の適用対象外であるが、本省令の適用

対象とするもの）

番 号	縦覧等
一	公証人法第四十四条第一項及び第四項の規定による証書の原本の縦覧
二	公証人法第六十条ノ四において準用する同法第四十四条第一項及び第四項の規定による証書の縦覧
三	公証人法第六十二条ノ五において準用する同法第六十条ノ四において準用する同法第四十四条第一項及び第四項の規定による定款の縦覧

別表第五の一（第十条関係 法の適用対象のもの）

〔同上〕

「別表を削る。」

別表第五の二（第十条関係 法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの）

番 号	一	二	三	四
交付等	公証人法第四十七条第一項の規定による証書の正本の交付	公証人法第五十一条第一項の規定による証書の謄本の交付	公証人法第六十条ノ四において準用する同法第五十一条第一項の規定による証書の謄本の交付	公証人法第六十二条ノ五の規定において準用する同法第六十条ノ四において準用する同法第五十一条第一項の規定による定款の謄本の交付

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和七年十月一日から施行する。

（指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令及び平成十九年法務省告示第百二号の廃止）

第二条 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）及び平成十九年法務省告示第百二号（法務大臣が指定する電子署名の方式等に関する件）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 この省令の施行前にされた公証人の行う事務に係る嘱託又は請求に関する手続については、次項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。

2 前条の規定にかかわらず、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令（平成十九年法務省令第七号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するとされた同省令による改正前の指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第十五条の規定に基づき保存されている情報に係る情報の同一性に関する証明及び同一の情報の提供については、この省令の施行後も、なお従前の例による。